

埼玉県川越比企地域医療構想調整会議要綱

(令和4年5月31日坂戸保健所長決裁)

(設置目的)

第1条 川越比企保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県川越比企地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他川越比企保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(協議事項)

第3条 調整会議では、前条各号に規定する構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

(組織)

第4条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第8条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体
- (2) 圏域内の特定機能病院、地域医療支援病院及び各医療機能を有する医療機関
- (3) 医療保険者
- (4) 市町村の職員
- (5) 保健所長
- (6) その他必要と認める者

2 前項第6号の選任に当たっては、議事内容に応じて調整会議に出席する特別委員を選任することができるものとする。

3 前2項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1項(4)に掲げる職員のうち町村の職員の委員の任期は、1年とする。なお、いずれの場合においても再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議)

第7条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 調整会議は、委員（特別委員は含まない）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 調整会議の議事は、出席委員（特別委員は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。

5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。

6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(調整会議の庶務)

第8条 調整会議の庶務は、坂戸保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(調整会議の公開)

第9条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(資料の事前配布)

第10条 事務局は、調整会議の資料を事前に委員に配布し、委員が目を通せるように努めるものとする。

(資料等のホームページ等での公表)

第11条 事務局は、調整会議の資料を調整会議終了後できるだけ速やかに埼玉県ホームページ等で公表する。

2 事務局は、調整会議の議事概要を調整会議終了後できるだけ速やかに埼玉県ホームページ等で公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(施行日の例外)

- 2 第4条の規定による委員の選任及び第8条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(旧要綱等の廃止)

- 3 埼玉県川越比企保健医療圏地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（平成29年1月31日坂戸保健所長決裁）及び川越比企保健医療圏医療機能分化・連携推進部会設置要領（平成29年12月1日坂戸保健所長決裁）は、令和4年5月31日をもって廃止する。

(委員の任期の特例)

- 4 この要綱の施行当初の委員の任期は、第5条第1項の規定に関わらず、令和6年5月31日までとする。

埼玉県川越比企地域医療構想調整会議地区部会要綱

(令和5年1月24日坂戸保健所長決裁)

(令和5年1月25日東松山保健所長了解事項)

(設置目的)

第1条 川越比企保健医療圏（構想区域）での医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を、地域の実情を踏まえて推進するため、埼玉県川越比企地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）に地区部会を設置する。

(部会の構成)

第2条 地区部会は、川越地区部会、坂戸鶴ヶ島地区部会及び比企地区部会とし、所管区域は次の各号のとおりとする。

- (1) 川越地区部会は、川越市保健所の管轄区域を所管する。
- (2) 坂戸鶴ヶ島部会は、埼玉県坂戸保健所の管轄区域（ただし、鳩山町を除く。）を所管する。
- (3) 比企地区部会は、埼玉県東松山保健所の管轄区域（ただし、鳩山町を加える。）を所管する。

(所掌事項)

第3条 地区部会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各所管区域における構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他各所管区域内の実情に応じた必要な事項

(協議事項)

第4条 地区部会では、前条各号に規定する各所管区域における構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、調整会議の会長から各地区部会において協議すると指示のあった次の事項について、各地区の実情を踏まえて協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病床に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

(組織)

第5条 各地区部会の委員（以下「地区部会委員」という。）は、原則として別表に掲げる各地区部会ごとの調整会議の委員の中から、第8条で定める各地区部会事務局の

長が地区部会の開催の都度選任する。

- 2 各地区部会事務局の長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて各地区部会ごとの調整会議の委員以外の者を地区部会委員として選任することができる。

(地区部会長及び副地区部会長)

第6条 各地区部会に、地区部会長を置き、また必要に応じて副地区部会長を置くこととし、地区部会長及び副地区部会長は、次の各号のとおりとする。

- (1) 川越地区部会の地区部会長は川越市医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。
- (2) 坂戸鶴ヶ島地区部会の地区部会長は坂戸鶴ヶ島医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。
- (3) 比企地区部会の地区部会長は比企医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。

- 2 地区部会長は会務を総理し、地区部会を代表する。

- 3 副地区部会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(地区部会)

第7条 地区部会は、地区部会長が招集し、その議長となる。

- 2 地区部会は、地区部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 地区部会の議事は、出席地区部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、地区部会長の決するところによる。
- 4 地区部会長は、第4条に規定する事項を協議するに当たって、必要な場合には、協議に必要な者（法人を含む。）を地区部会に参加させることができる。

(地区部会の庶務)

第8条 地区部会の庶務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 川越地区部会及び坂戸鶴ヶ島地区部会の庶務は、埼玉県坂戸保健所に設ける事務局において処理する。
- (2) 比企地区部会の庶務は、埼玉県東松山保健所に設ける事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地区部会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。